

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム
～受講料を負担せず、有給で養成機関に通って資格がとれる～

及び

介護分野の職業訓練（緊急人材育成支援事業）

への参加・協力をお願い

厚生労働省

介護事業者の皆様へのお願い

- 厳しい雇用失業情勢が続く中においても、介護分野における求人ニーズは高く、資格を有する労働力を確保・育成することが急務
 - ① このため、緊急雇用対策(平成21年10月23日策定)において、『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』を創設(P3～P8)
 - ー 離職失業者等を**雇い入れ**、プログラムの実施をお願いします
 - ー 本プログラムは、「緊急雇用創出事業」を活用した地方自治体からの委託事業であり、地方自治体の実施を決定する必要があります
 - ー 実施状況については、各都道府県介護主管部局(P13参照)にお問い合わせ下さい
 - ② 平成21年夏より、雇用保険を受給できない方等を対象に、職業訓練及び訓練期間中の生活保障給付を実施する「緊急人材育成支援事業」を実施(P9～P11)
 - ー 現状、介護の訓練に必要な実習先が不足しています
 - ー ①による雇い入れが困難な場合には、**職業訓練の実習先**としてのご協力をお願いします
 - ー ご協力いただける場合には、(独)雇用・能力開発機構各都道府県センター²(P14参照)にお問い合わせ下さい

①「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

- 仕事を探している人が、養成機関での受講時間も含め給与を得て、働きながら介護資格を取得するプログラムです
 - プログラムの参加者は、介護施設（障害福祉関係施設も含みます。以下同じ）に、1年以内（介護福祉士を目指す事業は1回更新可とし、最長2年間）の雇用契約で雇われます
 - その間に、参加者は、養成機関に通って、資格（ホームヘルパー2級または介護福祉士）をとることができます
 - ー ヘルパー2級の場合、130時間の講義（学科、実技、実習）を受講（週3回・3ヶ月、週5回・2ヶ月などいろいろなタイプがあります）
 - ー 介護福祉士の場合、2年間で1800時間の講義（学科、実技、実習）を受講
 - 講座受講のない日（時間）は、介護施設で働きます
 - ー 通学日は授業終了後に夕食・入浴の世話をしたり、通学を要しない日には、朝から通常の介護労働を行います
 - 資格取得後も、雇用契約の期間が終わるまで介護施設で働きます

～ホームヘルパー2級の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体



※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年以内)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護労働を業務指示
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講費用 等

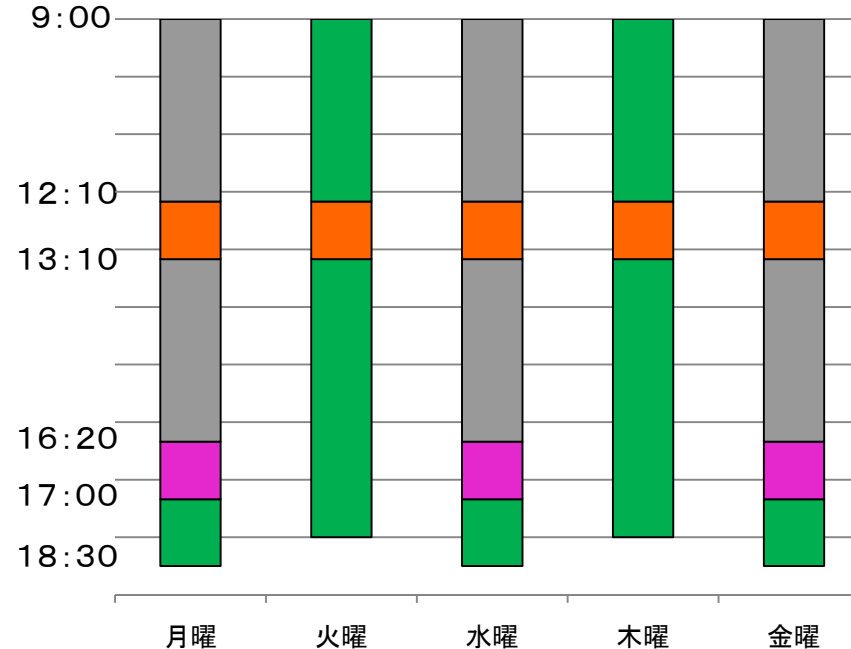
介護施設

[障害福祉関係施設も含みます]

○通常通学时：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護労働

○休講日及び受講終了後：
 一般職員と同様のシフトで勤務可能

○ 講座受講中の週間スケジュール (例)



- 養成機関における講義及び実習
- 昼休み
- 養成機関から施設への移動時間
- 介護施設における介護労働

※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

ヘルパー2級養成機関

- 雇用契約期間内に、**給料を得ながら無料で**ホームヘルパー2級取得のための、通常の講座を受講する。
- 130時間の講義(学科、実技及び実習)を受講。
 ※うち、実習30時間。
- カリキュラムについては、
 ・週1回通学、4ヶ月程度
 ・週3回通学、3ヶ月程度
 ・週5回通学、2ヶ月程度
 等、様々な講座が開講されている。

～介護福祉士の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体



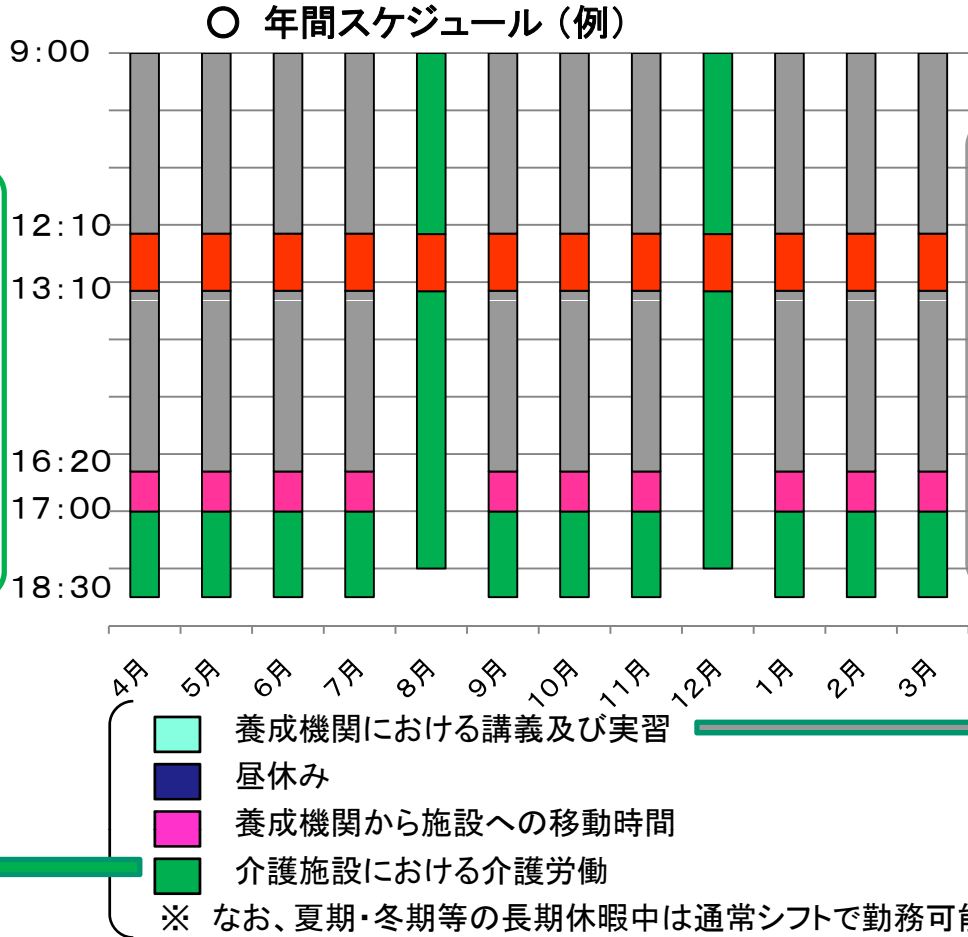
※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年契約を更新して実質2年)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護補働を業務指示
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講料 等

介護施設

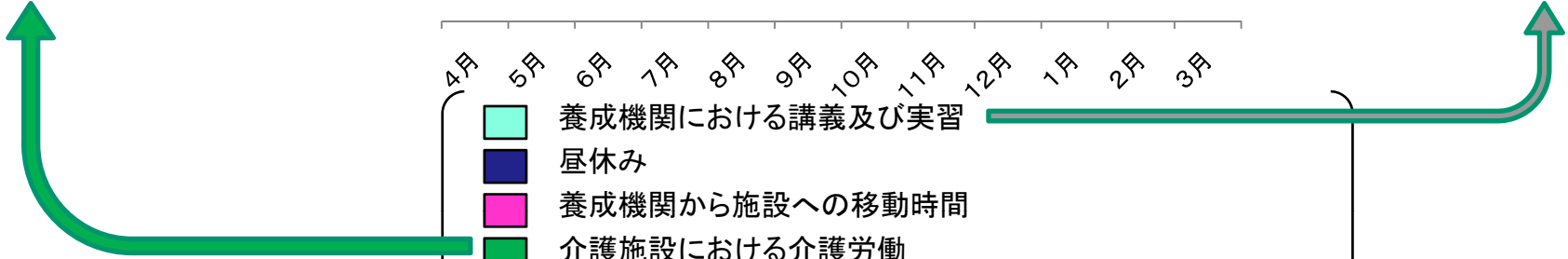
〔障害福祉関係施設も含まます〕

- 通常通学时：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護労働
- 長期休暇時：一般職員と同様のシフトで勤務可能



介護福祉士養成機関

- 雇用契約期間内に、**給料を得ながら無料で**、介護福祉士資格取得のための、通常の講座を受講する。
- 2年間で1800時間の講義(学科、実技及び実習)を受講する。



このプログラムのメリット

- プログラムに参加する人は

- 養成機関の受講料の負担はありません
- 働いている時間だけでなく、養成機関に通っている時間も給与が出ます
 - － 給与の額は、事業を実施する地方自治体と介護施設の間の契約をベースとして設定されます

- 介護施設は

- 事業を実施する地方自治体から事業費が支払われます
- その事業費で、参加者に対する給与支払いと養成機関への受講料支払いができますので、介護施設の負担はありません
 - － 介護保険サービスの基準上、介護職員と算定するか否かは、それぞれの勤務形態に応じて判断することとなります（障害福祉サービス事業所等も同様とします）

- 養成機関は

- 学卒等若年者の受講者が減少する中で、既存の養成コースに、介護施設から生徒を受け入れることができます
- 対象者が既に介護施設に雇い入れられている者であるため、実習先として当該介護施設の協力が得られやすくなります

プログラムの終了後は

- プログラム終了後は
 - 介護施設は、引き続き参加者を本採用することができます（義務ではありません）
 - 仮にその施設での雇用につながらない場合でも、資格を利用して別の施設での仕事を探すことができます
 - ハローワークがお手伝いをします

地方自治体の方々へ

- このプログラムは、緊急雇用創出事業として実施するものです
 - 地方自治体が実施主体となりますが、新たな負担はありません
- プログラムの実施により、資格を有する介護労働力を確保することが可能となり、地域における介護サービスの質、量を引き上げることができます
- このプログラムにあわせ、緊急雇用創出事業の要件を緩和しました(介護分野)
 - 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合を1/2以上とする
 - ーこれまでは人件費割合7割以上かつ新規雇用失業者の割合が全労働者の4分の3以上
 - 雇用期間は1年以内。介護福祉士を目指す事業は1回更新可とし、最長2年間
 - ーこれまでは原則6ヶ月未満、1回更新可
 - 雇い入れ事業所外での養成講座の受講を可とする ー従前は不可
- 今年度中からも前倒し執行等により積極的な実施をお願いします
 - ー今年度中に開始できるよう、補正予算の手続き等の早期実施をお願いします
 - ー訪問介護員養成研修課程における実習に係る課程の一部を免除することができますので、免除規定の積極的な活用をお願いします(居宅介護従業者養成研修課程についても同様とします)

※介護職員等として実務経験を有する者については、それぞれの職種により既に研修したと同等の知識等を有すると認められる場合は、研修課程の一部を免除することができますとされています

②緊急人材育成支援事業について

- ・ 雇用保険を受給できない方(非正規労働者等)等を対象に、職業訓練(基金訓練)及び訓練期間中の生活保障給付(訓練生活支援給付)を実施する事業です。
- ・ **基金訓練のコースについて**
新規成長・雇用吸収分野等訓練コース
介護・福祉等の新規成長分野又は雇用吸収の見込める分野、その他地域の人材ニーズがある分野での再就職に必要な実践能力を習得するための訓練(3か月～6か月)を実施します。
※ その他、再就職に必須のITスキル取得のための訓練コースもあります。
- ・ **訓練生活支援給付について**

訓練期間中に月額10万円(扶養家族を有する者は12万円)の給付、更に希望者には、月額5～8万円の貸付を行います。

※主たる生計者であること、一定の年収以下であること等の、一定の要件が必要です

緊急人材育成支援事業(基金訓練)を活用して ホームヘルパー2級等の養成を目指す場合

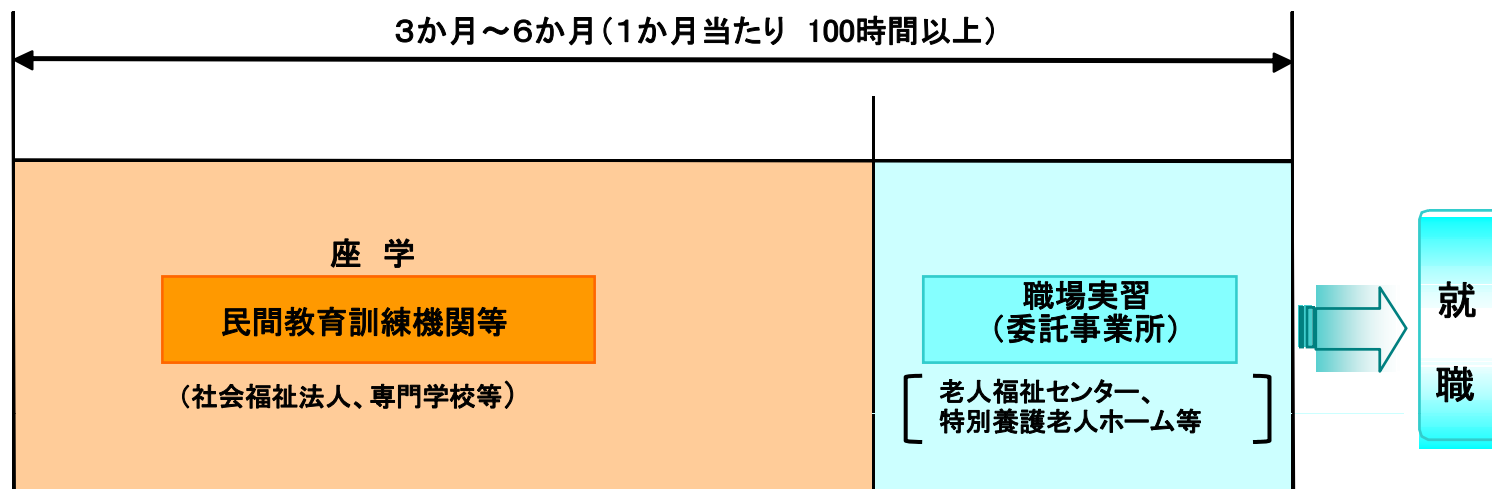
1. 事業の目的

雇用失業情勢の悪化が今後も予想される中で、雇用保険を受給できない者（非正規労働者等）等を対象に、新たなセーフティネットとして、職業訓練を実施し、就労へと繋げる。

2. 訓練の概要

- ① 訓練期間 : 3か月～6か月
- ② 対象者 : 雇用保険を受給できない者等
- ③ 受講申込 : ハローワークの職業相談窓口
- ④ 受講料 : 無料（ただし、テキスト代等は自己負担）
- ⑤ 訓練内容 : 養成機関における座学による十分な知識と介護施設における職場体験による経験によりヘルパー2級等の取得を目指す。

3. 実施イメージ



この訓練のメリット

● 職業訓練を受講する人は

- 受講料の負担がありません(ただし、テキスト代等は自己負担)。
- 雇用保険を受給できない方は、一定の要件を満たせば、訓練期間中の生活保障給付(訓練・生活支援給付)を受けることができます。

● 座学訓練を実施する教育訓練機関(訓練実施主体)は

- 中央職業能力開発協会から訓練実施に係る助成として、受講生一人当たり、月額6万円～10万円の訓練奨励金が支払われます。
- 中央職業能力開発協会から訓練コース新設に係る初期費用の助成として、訓練期間、及び受講定員数に応じて、300万円を上限として新規訓練設定奨励金が支払われます。

● 実習先の介護施設は

- 訓練受講生の適性等を、実習を通じて、予め確認することが可能であり、希望に合った人材であれば、雇用に繋げることもできます。
- 訓練実施主体から、実習受け入れ費(※)が支払われます。

(※)訓練実施主体である教育訓練機関との調整の上、額が決定されます。

お問い合わせ先

- 介護雇用プログラムについて
 - 自治体における介護雇用プログラムの実施状況
 - 都道府県介護主管部局(P13参照)
 - 介護雇用プログラムの枠組み及びその他労働政策に関する事項
 - 厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室
03-5253-1111 (内線7719、7788、7991)
- 緊急人材育成支援事業について
 - 職場実習の協力申し出
 - (独)雇用・能力開発機構各都道府県センター(P14参照)
 - 緊急人材育成支援事業の枠組み
 - 厚生労働省職業能力開発局能力開発課
03-5253-1111 (内線5924)

各都道府県介護雇用プログラム担当部署一覧

| | 部署名 | 電話番号 | ファックス番号 | | 部署名 | 電話番号 | ファックス番号 |
|------|-------------------------|--------------------------|--------------|------|-----------------------------|--------------|--------------|
| 北海道 | 保健福祉部福祉局福祉援護課福祉基盤グループ | 011-231-4111 (25-616) | 011-232-4070 | 京都府 | 健康福祉部介護・福祉事業課 | 075-414-4561 | 075-414-4572 |
| | 経済部労働局雇用労政課交付金事業グループ | 011-231-4111 (26-752) | 011-232-1038 | | 商工労働観光部・産業労働総務課 | 075-414-4872 | 075-414-5092 |
| 青森県 | 健康福祉部高齢福祉保険課 | 017-734-9295 | 017-734-8090 | 大阪府 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 | 06-6910-7088 | 06-6944-6681 |
| 岩手県 | 保健福祉部長寿社会課 | 019-629-5435 | 019-629-5444 | | 商工労働部雇用推進室労政課特別基金グループ | 06-6944-6036 | 06-6944-6758 |
| 宮城県 | 保健福祉部長寿社会政策課 | 022-211-2536 | 022-211-2596 | 兵庫県 | 健康福祉部社会福祉局高齢社会課高年施設係 | 078-362-3189 | 078-362-9470 |
| 秋田県 | 健康福祉部長寿社会課 | 018-860-1363 | 018-860-3867 | 奈良県 | 福祉部長寿社会課 | 0742-27-8540 | 0742-27-3075 |
| 山形県 | 健康福祉部長寿社会課 | 023-630-3120 | 023-630-2271 | 和歌山県 | 福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課 | 073-441-2519 | 073-441-2523 |
| 福島県 | 保健福祉部保健福祉総務課 | 024-521-7217 | 024-521-7979 | 鳥取県 | 福祉保健部長寿社会課 | 0857-26-7174 | 0857-26-8127 |
| | 商工労働部雇用労政課 | 024-521-7290 | 024-521-7931 | 島根県 | 健康福祉部高齢者福祉課 | 0852-22-5718 | 0852-22-5238 |
| 茨城県 | 保健福祉部福祉指導課 | 029-301-3157 | 029-301-3179 | 岡山県 | 保健福祉部長寿社会対策課 | 086-226-7324 | 086-224-2215 |
| 栃木県 | 保健福祉部保健福祉課人材育成担当 | 028-623-3087 | 028-623-3131 | 広島県 | 健康福祉局社会福祉部介護人材就業支援プロジェクトチーム | 082-513-3146 | 082-223-3572 |
| 群馬県 | 健康福祉部介護高齢課介護人材確保対策室 | 027-226-2565 | 027-223-6725 | 山口県 | 介護人材就業支援プロジェクトチーム | 083-933-2793 | 083-933-2809 |
| 埼玉県 | 福祉部介護保険課 | 048-830-3232 | 048-830-4781 | 徳島県 | 保健福祉部長寿保険政策局長寿社会課介護保険指導室 | 088-621-2159 | 088-621-2840 |
| 千葉県 | 健康福祉部健康福祉指導課 | 043-223-2606 | 043-222-6294 | 香川県 | 健康福祉部長寿社会対策課 | 087-832-3268 | 087-806-0206 |
| 東京都 | 福祉保健局高齢社会対策部計画課 | 03-5320-4576 | 03-5388-1395 | 愛媛県 | 保健福祉部生きがい推進局長寿介護課 | 089-912-2338 | 089-935-8075 |
| 神奈川県 | 保健福祉部高齢福祉課 | 045-210-4831 | 045-210-8874 | 高知県 | 地域福祉部高齢者福祉課 | 088-823-9786 | 088-823-9259 |
| 新潟県 | 福祉保健部高齢福祉保健課 | 025-280-5190 | 025-280-5229 | 福岡県 | 福祉労働部福祉総務課 | 092-643-3243 | 092-643-3245 |
| 富山県 | 厚生部厚生企画課地域福祉・保護係 | 076-444-3197 | 076-444-3491 | 佐賀県 | 健康福祉部部長寿社会課 | 0952-25-7105 | 0952-25-7265 |
| 石川県 | 健康福祉部長寿社会課 | 076-225-1417 | 076-225-1418 | | 農林水産商工本部雇用労働課 | 0952-25-7100 | 0952-25-7305 |
| 福井県 | 健康福祉部長寿福祉課 | 0776-20-0331 | 0776-20-0639 | 長崎県 | 福祉保健部長寿社会課 | 095-895-2434 | 095-895-2576 |
| 山梨県 | 福祉保健部福祉保健総務課福祉企画担当 | 055-223-1443 | 055-223-1447 | 熊本県 | 健康福祉部高齢者支援総室 | 096-333-2219 | 096-384-5052 |
| | 福祉保健部長寿社会課介護サービス振興担当 | 055-223-1455 | 055-223-1469 | | 健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室 | 096-333-2201 | 096-384-9870 |
| 長野県 | 社会部地域福祉課 | 026-235-7114 | 026-235-7485 | 大分県 | 福祉保健部高齢者福祉課 | 097-506-2688 | 097-506-1737 |
| 岐阜県 | 健康福祉部高齢福祉課 | 058-272-8293 | 058-278-2639 | 宮崎県 | 福祉保健部長寿介護課 | 0985-26-7058 | 0985-26-7344 |
| 静岡県 | 厚生部長寿政策局介護保険室 | 054-221-2312 | 054-221-2142 | 鹿児島県 | 保健福祉部社会福祉課地域福祉係 | 099-286-2824 | 099-286-5568 |
| 愛知県 | 健康福祉部地域福祉課(地域福祉・施設グループ) | 052-954-6262 | 052-954-6945 | | 保健福祉部介護福祉課事業者指導係 | 099-286-2687 | 099-286-5554 |
| 三重県 | 健康福祉部長寿社会室 | 059-224-2262 | 059-224-2919 | 沖縄県 | 福祉保健部高齢者福祉介護課 | 098-866-2214 | 098-862-6325 |
| 滋賀県 | 健康福祉部元気長寿福祉課 | 077-528-3523 | 077-528-4851 | | | | |

**緊急人材育成支援事業による職業訓練に関するお問い合わせ先
(独立行政法人雇用・能力開発機構 都道府県センター一覧)**

| 施設名 | 電話 | F A X | 施設名 | 電話 | F A X |
|---------|--------------|--------------|---------|--------------|--------------|
| 北海道センター | 011(640)8822 | 011(640)8950 | 滋賀センター | 077(537)1164 | 077(537)3076 |
| 青森センター | 017(777)1234 | 017(777)1187 | 京都センター | 075(951)7391 | 075(951)7393 |
| 岩手センター | 0198(23)5354 | 0198(23)5355 | 大阪センター | 06(6383)0949 | 06(6383)0037 |
| 宮城センター | 022(362)2253 | 022(364)2641 | 兵庫センター | 06(6431)7276 | 06(6431)7285 |
| 秋田センター | 018(873)3177 | 018(873)3179 | 奈良センター | 0744(22)5224 | 0744(22)6744 |
| 山形センター | 023(686)2225 | 023(686)2426 | 和歌山センター | 073(461)1531 | 073(464)2020 |
| 福島センター | 024(534)3637 | 024(534)3638 | 鳥取センター | 0857(52)8781 | 0857(52)8782 |
| 茨城センター | 029(221)1188 | 029(221)1391 | 島根センター | 0852(31)2800 | 0852(31)2164 |
| 栃木センター | 028(622)9497 | 028(622)9498 | 岡山センター | 086(241)0067 | 086(241)0902 |
| 群馬センター | 027(347)3333 | 027(347)3711 | 広島センター | 082(245)0267 | 082(243)0838 |
| 埼玉センター | 048(882)4079 | 048(882)4250 | 山口センター | 083(922)1948 | 083(932)1583 |
| 千葉センター | 043(422)2224 | 043(422)2724 | 徳島センター | 088(654)5101 | 088(654)5103 |
| 東京センター | 03(5638)2280 | 03(5638)2296 | 香川センター | 087(867)6855 | 087(867)6856 |
| 神奈川センター | 045(391)2818 | 045(391)0141 | 愛媛センター | 089(972)0334 | 089(972)0950 |
| 新潟センター | 0258(33)2420 | 0258(33)2422 | 高知センター | 088(833)1085 | 088(831)3008 |
| 富山センター | 0766(22)2738 | 0766(23)6445 | 福岡センター | 092(262)2700 | 092(262)2220 |
| 石川センター | 076(267)0801 | 076(267)0891 | 佐賀センター | 0952(26)9497 | 0952(26)9494 |
| 福井センター | 0778(23)1010 | 0778(23)1013 | 長崎センター | 0957(22)5471 | 0957(35)4720 |
| 山梨センター | 055(241)3218 | 055(241)3865 | 熊本センター | 096(242)0391 | 096(242)0033 |
| 長野センター | 026(243)1001 | 026(243)2797 | 大分センター | 097(522)2171 | 097(522)4456 |
| 岐阜センター | 058(265)5800 | 058(266)5329 | 宮崎センター | 0985(51)1511 | 0985(51)1513 |
| 静岡センター | 054(285)7185 | 054(285)7225 | 鹿児島センター | 099(254)3752 | 099(254)3758 |
| 愛知センター | 052(221)0171 | 052(221)1271 | 沖縄センター | 098(936)1755 | 098(936)1853 |
| 三重センター | 059(321)3171 | 059(322)2890 | | | |